

令和4年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第41号	議案名	琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について		
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定するもの。				
内容	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 名称 琴浦町カウベル調理加工等施設</p> <p>(2) 位置 琴浦町大字鋤474番地</p> <p>2 指定管理者概要</p> <p>(1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地</p> <p>(2) 団体名 鳥取中央農業協同組合</p> <p>(3) 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政</p> <p>(4) 指定管理期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)</p> <p>3 選定理由</p> <p>平成19年2月1日から当施設の指定管理者として、施設利用者に平等かつ安定した提供を行い、良好な収支バランスで運営をされたこと、前所有者として設備等の管理に精通し、施設の効用を最大限に発揮しているなど、維持管理業務に積極的に尽力されたことによる良好な実績が認められるほか、今後も継続して管理を安定して行うことができる財政状況、体制を有するため。</p>				
補足事項					